

# 組合規約改正について

## ■ 組合規約

改正後	改正前
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第18条 組合員は保険料として、次の第一号から第三号までのいずれかの額と第四号に掲げる額との合算額を、組合に納付しなければならない。</p> <p>一(省略)</p> <p>イ(省略) 月額 26,000円</p> <p>ロ(省略) 月額 3,200円</p> <p>ハ(省略) 月額 4,200円</p> <p>二(省略)</p> <p>イ(省略) 月額 15,000円</p> <p>ロ(省略) 月額 3,200円</p> <p>ハ(省略) 月額 4,200円</p> <p>三(省略)</p> <p>四(省略)</p> <p>イ(省略) 月額 8,000円</p> <p>ロ(省略) 月額 3,200円</p> <p>ハ(省略) 月額 4,200円</p> <p>2(省略)</p> <p>3 第6条第1項第一号の税理士である組合員並びに税理士法人は、自己及び自己に所属する第6条第1項第三号及び第四号並びに第1項第二号及び第三号の組合員にかかる保険料額をとりまとめ、組合に納付するものとする。この場合、第6条第1項第三号及び第四号並びに第五号の組合員は、自己にかかる保険料額の2分の1を第6条第1項第一号の税理士である組合員又は税理士法人に支払わなければならない。</p> <p>(納期)</p> <p>第20条 保険料は、前条に定める賦課期日の翌月1日までに納付しなければならない。但し、1日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)に定める休日にあたるときは、その翌日とする。</p> <p>(督促手数料)</p> <p>第22条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき300円とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規約の一部改正は、平成30年4月1日より適用する。</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第18条 組合員は保険料として、次の第一号から第三号までのいずれかの額と第四号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>一(省略)</p> <p>イ(省略) <u>26,000円</u></p> <p>ロ(省略) <u>3,200円</u></p> <p>ハ(省略) <u>4,200円</u></p> <p>二(省略)</p> <p>イ(省略) <u>15,000円</u></p> <p>ロ(省略) <u>3,200円</u></p> <p>ハ(省略) <u>4,200円</u></p> <p>三(省略)</p> <p>四(省略)</p> <p>イ(省略) <u>8,000円</u></p> <p>ロ(省略) <u>3,200円</u></p> <p>ハ(省略) <u>4,200円</u></p> <p>2(省略)</p> <p>3 第6条第1項第一号の税理士である組合員並びに税理士法人は、自己及び自己に所属する第6条第1項第三号及び第四号並びに第1項第二号及び第三号の組合員にかかる保険料額をとりまとめ、毎月組合に納付するものとする。この場合、第6条第1項第三号及び第四号並びに第五号の組合員は、自己にかかる保険料額の2分の1を第6条第1項第一号の税理士である組合員又は税理士法人に支払わなければならない。</p> <p>(納期)</p> <p>第20条 保険料は、毎月末日までに納付しなければならない。但し、末日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)に定める休日にあたるときは、その翌日とする。</p> <p>(督促手数料)</p> <p>第22条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。</p>